

用語の解説

1 刑務所・拘置所等（共通）

| 用語 | 解説 |
|----------|---|
| 施設名 | 「(医療)」は医療刑務所を、「(成人医)」は成人矯正医療センターを、「(少年)」は少年刑務所を、「(社会)」は社会復帰促進センターを示し、一字下げて表示してあるのは支所であり、「(刑)」は刑務支所を、「(拘)」は拘置支所を示している。 なお、施設名として本所名のみを掲載した統計表においては、支所分を合算して計上している。 |
| 矯正管区 | 全国に8管区設置され、各管轄区域内の矯正施設を指導監督する法務省の地方支分部局である。 |
| 少年院・少年院等 | 少年院収容受刑者及び少年鑑別所に収容された被告人及び被疑者（検察官送致決定後勾留された者に限る。）については、全国計を各表の最終行に掲載するとともに、各表の総数に内数として計上している。 なお、施設別に掲載した統計表においては、当該表が受刑者のみを対象とする場合は施設名欄に「少年院」と表示し、被告人等も対象とする場合は「少年院等」と表示している。 |
| 新受刑者 | 裁判が確定し、その執行を受けるため、年間（調査年の1月1日から12月31日までの期間をいう。）新たに入所した者、死刑の執行を受けた者及び国際受刑者移送法（平成14年法律第66号）により受入移送した者をいう。 |
| 出所受刑者 | 満期釈放、仮釈放、恩赦、不定期刑の終了により出所した者及び国際受刑者移送法により送出移送した者をいう。 |
| 休養患者 | 医師の診療を受けた被収容者のうち医療上の必要により病室又はこれに代わる室に収容されて治療を受けた者をいう。 |
| 少年受刑者 | 少年法（昭和23年法律第168号）の適用を受け、同法第56条第1項及び第2項の規定により刑事施設に収容されている者及び同法第56条第3項の規定により少年院に収容されている者をいう。 |
| 再入受刑者 | 新受刑者中入所度数が2度以上の者をいう。 |
| 来日外国人 | 次に掲げる者以外の外国人をいう。 1 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2に掲げる「永住者」の在留資格を有する者 2 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める「特別永住者」の在留資格を有する者 3 アメリカ合衆国並びに国際連合の軍隊の構成員、軍属及びそれらの家族 4 在留資格不明者（在留資格を有しているか否か明らかでない者） |
| 文書偽造等 | 文書偽造、有価証券偽造、支払用カード電磁的記録関係、印章偽造及び不正指令電磁的記録関係をいう。 |

2 刑務所・拘置所等（表別）

| 表番号 | 用語 | 解説 |
|---------------|---------------------|---|
| 1表 (注1) | 収容延人員 | 日々収容されている人員の年間における累計 |
| 2表 | 1日平均収容人員 | 収容延人員を年間日数で除し、単位以下を四捨五入した人員である。したがって、計とその内訳は必ずしも一致しない。 |
| 5表 | 刑名 | 刑が2以上ある者の刑名は、年末現在執行中のものによる。 |
| | 刑期 | 刑名に係る刑期全てを合算したものである。 |
| 6表 | 不該当 | 無期懲役、禁錮及び拘留の者である。 |
| 7表ほか (注2) | 属性及び犯罪傾向の進度 | 「3 受刑者の属性及び犯罪傾向の進度一覧表」及び「4 受刑者の処遇分類級一覧表」参照。なお、上段は男子の、下段は女子の集団編成を示しており、「未決定」は、判定前に出所した場合等である。 |
| 8表ほか (注3) | その他 | 既決拘禁者の「その他」は労役場留置者である。 |
| | 未決拘禁者 | 死刑確定者、被監置者等である。 |
| 14表ほか (注4) | 直入 | 刑務所及び拘置所以外からの新たな入所である。 |
| | 資格異動 | 被収容者の区分に異動を生じた場合（例えば、被疑者が被告人となる等）である。 |
| | 復所 | 仮釈放の取消し、刑の執行停止の取消し、保釈の取消し、逃走者の連戻し等による再入所である。 |
| | その他 | 出所の「その他」は、死刑の執行、死亡、逃走又は少年院、少年鑑別所、留置施設等への移送等である。 |
| 17表 | 新入所、死亡 | 死刑の執行を受けた者は、「新入所」及び「死亡」の各欄に含めて計上している。 |
| | その他 | 入所及び出所の「その他」は、少年処遇から成人処遇への移行、国際受刑者移送法による受入及び送出である。 |
| 19表ほか (注5) | 刑名・刑期 | 刑が2以上ある者の刑は、刑の輕重に従い最も重い刑に係る刑名により、刑期は、その全てを合算したものにより計上している。 |
| 20表 | 不定期刑 | 不定期刑の者については、長期の刑をもって各欄に含めて計上している。 |
| 30表 | 初入者 | 入所度数1度の者である。 |
| 33表ほか (注6) | 有配偶 | 配偶者は、内縁関係にある者を含む。 |
| 36表 | 能力検査値 | 数値は、矯正協会作成のCAPAS能力検査の結果である。 |
| | テスト不能 | 能力検査未了の者及び能力検査不能の者を含む。 |
| 54表 | その他 | 前刑出所事由の「その他」は、留置施設等への移送等である。 |
| 57表 | 処遇階級 | 行刑累進処遇令（昭和8年司法省令第35号、平成18年5月23日法務省令第58号にて廃止）に基づく階級である。「除外」は、同令2条各号に該当する者及び同令75条の規定により同令の適用を除外された者、「不該当」は、禁錮刑又は拘留刑の者である。 |
| | 前刑出所時制限区分、前刑出所時処遇階級 | 前刑出所が平成18年5月24日（受刑者処遇法の施行日）以降の者は「出所時制限区分」に、前刑出所が平成18年5月23日以前の者は「出所時処遇階級」にそれぞれ計上している。 |
| 57表ほか (注7) | 前刑刑期 | 未決勾留等の通算日数がある場合は、その日数を控除した刑期により、仮釈放の取消刑は、仮釈放の取消し後の残刑期により計上している。 |
| | 制限区分 | 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号）に基づく区分であり、「未決定」は制限区分前に出所した者である。 |

| | | |
|-----------------|--------------------------|--|
| 58 表ほか (注8) | 矯正処遇の種類 | 「5 矯正処遇の種類及び内容一覧表」参照。なお、一人につき、矯正処遇の判定を複数有する場合、その種類を全て計上している。また、矯正処遇の種類のうち、V0（一般作業）、V1（職業訓練）については、出所時の表示に必ずしも収容期間中の判定が反映されない性質があることから計上しない。さらに、R0（一般改善指導）については、原則として受刑者の全員に判定するため計上しない。 |
| 58 表 | 処遇分類級 | 「6 受刑者の処遇分類級一覧表」参照。なお、「その他」は、未決定、不詳及び分類級なしである。 |
| 59 表ほか (注9) | 再入受刑者 | 再入受刑者中前刑出所前の犯罪による再入者を除く。 |
| 60 表 | 前刑刑名・刑期 | 2以上の刑の執行を受けた者については、刑名は同表に掲載する順位に従い上位の刑名により、刑期はその全てを合算したものにより計上している。 |
| 62 表ほか (注10) | 職業訓練 | 平成20年12月31日以前の旧規定による職業訓練を受けた者については、新種目への読み替えを行っている。なお、旧種目名が「その他」に分類されるものについては、新種目名の有無にかかわらず、「その他」に含めている。2種以上の職業訓練を受けた場合は、資格・免許を取得した職業訓練種目により計上している。2種以上の資格・免許を取得した職業訓練がある場合は、訓練期間の長い職業訓練種目により計上している。 |
| 63 表ほか (注11) | 出所人員 | 懲役刑、禁錮刑又は拘留刑の執行を受け、当該年において満期釈放、実刑期終了（一部猶予あり）、仮釈放（一部猶予あり、なし）、不定期刑終了又は恩赦により出所した人員である。 |
| | 再入受刑者 | 前刑出所事由が、満期釈放、実刑期終了（一部猶予あり）、仮釈放（一部猶予あり、なし）、不定期刑終了又は恩赦によらない者は除外している。 |
| 64 表ほか (注12) | その他 | 出所事由の「その他」は、国際受刑者移送法に基づく送出受刑者である。 |
| 70 表 | 有期刑仮釈放者 | 仮釈放取消刑の執行を受けた者（仮釈放取消刑に併せて新たな刑の執行を受けた者を含む。）は除外している。 |
| 70 表ほか (注13) | 刑名・刑期 | 懲役及び禁錮の刑を受けた者は、「懲役」に計上している。2以上の刑の刑期は、その全てを合算したものであり、未決勾留等の通算日数を控除したものである。また、不定期刑は長期によっている。なお、拘留による仮出場者は含まない。 |
| 71 表 | 刑の一部猶予仮釈放者 | 仮釈放取消刑の執行を受けた者（仮釈放取消刑に併せて新たな刑の執行を受けた者を含む。）は除外している。 |
| 85 表 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による通報 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第26条の規定により、精神障害者又はその疑いのある受刑者を出所させようとするとき、施設の長が帰住地の都道府県知事に対し行う通報であり、「入院措置を採ったもの」とは、同法第29条第1項の規定により都道府県知事が精神病院等に入院させる措置を採ったものをいう。 |
| 86 表ほか (注14) | 病死、変死 | 休養患者以外の者で病死又は変死した者を含む。 |
| | 後遺 | 12月31日現在で未治癒の者をいう。 |
| 86 表ほか (注15) | 本年の休養延日数 | 人員欄には計上されていないが、未決拘禁から既決拘禁に異動後直ちに他庁に移送された場合に、移送前の施設において、その異動までの日数が計上されている。 |
| 87 表ほか (注16) | 既決拘禁者 | 受刑者（懲役、禁錮、拘留）、死刑確定者及び労役場留置者をいう。 |
| 88 表ほか (注17) | 病名 | 病名中1字下げて表示してあるのは、小分類病名であり、中分類病名の内数である。 |

| | | |
|----------------|----------|---|
| 88表ほか (注18) | 平均り病日数 | 平均り病日数は、 $\left[\frac{\text{治癒又は軽快のり病日數} + \text{病死のり病日數}}{\text{治癒又は軽快人員} + \text{病死人員}} \right]$ により算出した。 |
| 93表 | 死者 | 87表及び88表の「病死」及び「変死」の者。死亡した休養患者の病名は、休養時の病名である。 |
| 94表ほか (注19) | 懲罰 | 2種以上の事犯がある者については、主要な1の事犯について計上している。2種以上の懲罰を併科された者については、主要な1の懲罰について計上し、他をそれぞれの該当欄の（ ）内に外数で示している。なお、少年院における懲戒は含まない。 |
| 98表 | 更生保護委員会等 | 更生保護委員会のほか、保護観察所、地方入国管理局等からの照会を含む。 |

(注1) 1表(表の番号は、法務省ホームページにおける統計表番号「18-00-01~98」の末尾の番号と同一の番号である。以下同様。)

(注2) 7表のほかに、35表、44表、45表、58表、66表、80表、81表、82表、83表を含む。

(注3) 8表のほかに、9表を含む。

(注4) 14表のほかに、15表を含む。

(注5) 19表のほかに、20表、21表、24表、25表、57表を含む。

(注6) 33表のほかに、51表を含む。

(注7) 57表のほかに、60表、76表、77表を含む。

(注8) 58表のほかに、82表を含む。

(注9) 59表のほかに、60表~66表を含む。

(注10) 62表のほかに、73表、74表を含む。

(注11) 63表のほかに、64表~66表を含む。

(注12) 64表のほかに、67表、68表、81表、84表を含む。

(注13) 70表のほかに、78表を含む。

(注14) 86表のほかに、87表~89表を含む。

(注15) 86表のほかに、87表を含む。

(注16) 87表のほかに、88表、90表を含む。

(注17) 88表のほかに、89表~92表を含む。

(注18) 88表のほかに、89表を含む。

(注19) 94表のほかに、95表、96表を含む。

3 受刑者の属性及び犯罪傾向の進度一覧表

| 符 号 | 属 性 |
|-----|--|
| D | 拘留受刑者 |
| J t | 少年院への収容を必要とする 16 歳未満の少年 |
| M | 精神上の疾病又は障害を有するため医療を主として行う刑事施設に収容する必要があると認められる者 |
| P | 身体上の疾病又は障害を有するため医療を主として行う刑事施設に収容する必要があると認められる者 |
| W | 女子 |
| F | 日本人と異なる処遇を必要とする外国人 |
| I | 禁錮受刑者 |
| J | 少年院への収容を必要としない少年 |
| L | 執行すべき刑期が 10 年以上である者 |
| Y | 可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる 26 歳未満の成人 |
| 符 号 | 犯罪傾向の進度 |
| A | 犯罪傾向が進んでいない者 |
| B | 犯罪傾向が進んでいる者 |

(注) 複数の属性を有する場合は、上に列記する順序で表示する。ただし、M及びPを同時に表示する場合で、主として身体上の疾患又は障害に対する医療を行うときは、P、Mの順で表示する。

4 受刑者の収容分類級一覧表

| 符 号 | 少年院への収容の必要性による処遇指標 |
|-------|-----------------------------|
| J t 級 | 16 歳未満の少年で、少年院での矯正教育を必要とする者 |
| 符 号 | 性、国籍、刑名、年齢及び刑期による処遇指標 |
| W 級 | 女子 |
| F 級 | 日本人と異なる処遇を必要とする外国人 |
| I 級 | 禁錮に処せられた者 |
| J 級 | 少年 |
| L 級 | 執行刑期 8 年以上の者 |
| Y 級 | 26 歳未満の成人 |
| 符 号 | 犯罪傾向の進度による処遇指標 |
| A 級 | 犯罪傾向が進んでいない者 |
| B 級 | 犯罪傾向が進んでいる者 |
| 符 号 | 精神障害又は身体上の疾患若しくは障害による処遇指標 |
| M 級 | 精神障害者 |
| P 級 | 身体上の疾患又は障害のある者 |

(注) 収容分類級は、上に列記する順序で決定し、かつ、この順序で表示する。ただし、J t 級の決定及び表示がなされた者についての J 級の表示は略する。また、M級及びP級に当たる者のうち、医療を主として行う施設に収容する必要があると認められるものについては、M級及びP級を最先順序とする。ただし、16 歳未満の少年で、医療を主として行う少年院に収容する必要があると認められるものについては J t 級を最先順序とし、次にM級又はP級を表示する。

5 矯正処遇の種類及び内容一覧表

| 符 号 | 作 業 |
|-----|--|
| V 0 | 懲役受刑者でV 1と判定されない者並びに作業を行うことを許された禁錮受刑者及び拘留受刑者のうちV 1と判定されない者 |
| V 1 | 職業に関する免許若しくは資格を取得させ、又は職業に必要な知識及び技能を習得させる必要があると認められる者 |
| 符 号 | 改善指導 |
| R 0 | 犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、並びに社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるための指導を必要とする者 |
| R 1 | 麻薬、覚せい剤その他の薬物に対する依存があることにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があり、その事情の改善のための指導を必要とする者 |
| R 2 | 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6項に規定する暴力団員であることにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があり、その事情の改善のための指導を必要とする者 |
| R 3 | 性犯罪につながる認知の偏り、自己統制力の不足等があることにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があり、その事情の改善のための指導を必要とする者 |
| R 4 | 人の生命又は心身に重大な被害をもたらす犯罪を犯し、被害者に対する謝罪や賠償等についての意識が乏しいことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があり、その事情の改善のための指導を必要とする者 |
| R 5 | 自動車等の運転により犯罪を犯し、遵法精神や交通安全に関する意識が乏しいことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があり、その事情の改善のための指導を必要とする者 |
| R 6 | 職場における人間関係に適応するのに必要な心構え及び行動様式が身に付いておらず、仕事が長続きしないことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があり、その事情の改善のための指導を必要とする者 |
| 符 号 | 教科指導 |
| E 1 | 社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があり、学校教育の内容に準ずる内容の指導を必要とする者 |
| E 2 | 学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる者 |

(注) 複数の種類の矯正処遇を判定することができる。

6 受刑者の処遇分類級一覧表

| 符 号 | 処遇内容による処遇分類級 |
|------|---|
| V級 | 職業訓練を必要とする者 |
| E級 | 教科教育を必要とする者 |
| G級 | 生活指導を必要とする者 |
| T級 | 専門的治療処遇を必要とする者 |
| S級 | 特別な養護的処遇を必要とする者 |
| R級 | 治療的な生活訓練を必要とする者 |
| 符 号 | その他の処遇分類級 |
| O 1級 | 犯罪傾向の進度が軽微で、資質上及び保護上の問題性が少なく、心的状態が安定している者 |
| O 2級 | 相当の服役期間を経過し、現在の行動及び心的状態が安定しており、社会復帰のために釈放前の開放的処遇を適當とする者 |
| N級 | 経理作業適格者と認められる者 |

(注) 処遇分類級は、上に掲げるものについて、処遇上必要があると認められる順序で一つ以上を決定し、かつ、この順序で表示する。